

第三十三号議案

職員団体のための職員
の行為の制限の特例に
関する条例の一部を改
正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員団体のための職員
の行為の制限の特例に
関する条例の一部を改
正する
条例

職員団体のための職員
の行為の制限の特例に
関する条例（昭和四十
一年十月江戸川区条
例第二十四号）の一
部を次のように改正
する。

第二条第二号中「第
十一条」の下に「、
勤務時間条例第十八
条第二項の規定に基
づく規則」を、「勤務
時間条例第十二条」
の下に「、勤務時間
条例第十八条第二項
の規定に基づく規則」
を加え、同条第三号
中「第十三条第三項」
の下に「、勤務時間
条例第十八条第二項
の規定に基づく規則」
を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

会計年度任用職員制
度の導入に伴い、会
計年度任用職員が給
与を受けながら、職
員団体のためその業
務を行い、又は活動
することができると
なる場合の特例につ
いて、規定を整備す
る必要があるため、
本案を提出いたします。